

■ 申請の流れ

1 事前準備

- ・書類の作成等について担当課（市民活躍課）と相談
- ・地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意取得等

2 総会の開催

- ・規約に従い、総会を開催。

【協議事項】

- ①申請不動産の所有に至った経緯について議決
（保有資産目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載がない場合）
- ②特例適用を申請する議決

3 申請

【提出書類】

- ①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- ②所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ③認可申請時に提出した保有資産目録
ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類
- ④申請者が代表者であることを証する書類
- ⑤地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

4 審査

- ・申請の要件、提出書類の内容等を市で審査

5 公告

- ・要件を満たしている場合、下記の事項について市が3カ月以上の公告を実施

【告示事項】

- ① 地方自治法第260条の46第1項の申請を行った地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ② 申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
- ③ 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者である旨
- ④ 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

6 情報提供



- ・ 異論がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、市は申請認可地縁団体に対し、書面にて公告結果の情報提供を実施

登記

- ・ 申請認可地縁団体は、情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記